

公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所との協議等議事録（要旨）

健康局健康づくり課

1 日 時 令和5年11月20日（月） 10時00分～11時45分

2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所

4 協議等の趣旨 2023年度 大阪市行政協力懇談会 要請事項

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他 10 人

（本 市）

福祉局 6 人

政策企画室 2 人

健康局 5 人

6 議 事

（1）①大阪市特定健診の受診率向上のための取り組みについて

団体要望概要

- ・特定健診における血圧・血糖値が一定基準の方の対象の基準値について教えてほしい。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の具体的な内容について教えてほしい。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業開始後の事業に参加されていない方の人工透析導入について把握しているか。

本市説明概要

- ・血圧は収縮期血圧 160mmHg 以上または拡張期血圧 100mmHg 以上で血圧の服薬治療をされていない方、血糖値はHbA1c 7.0%以上の方で血糖の服薬治療をされていない方、腎機能についても eGFR が 60 未満かつ尿たんぱくが（+）以上の方で治療なしの方を対象として保健指導や受療勧奨をしている。
- ・糖尿の要件と腎機能低下の要件を満たす方（年間約 500 名）を対象にプログラムの参加勧奨と受診勧奨を行っている。参加するのは1割くらいだが、栄養士等によって初回面接を行い、目標を決めて 6 か月間の個別プログラムを行う。効果としては翌年の特定健診で改善がみられる方が多く、事業開始後からも参加者の中から人工透析に至った方はいない。
- ・事業に参加されていない方ではないが、大阪市全体で人工透析を導入された方については把握している。

(1) ②大阪市がん検診の取り組みについて

団体要望概要

- ・精密検査の受診勧奨で効果のあった取り組みがあれば、教えてほしい。
- ・精検受診勧奨リーフレットについて、他のがん検診のものもあるのか。

本市説明概要

- ・要精検者の受診勧奨について、医療機関で受診された方は、要精検者の受診勧奨を医療機関に引き続きお願いしている。集団検診で大腸がん、肺がん、乳がんを受診された場合は、保健福祉センターから結果を通知する際に要精検者に医療機関の紹介なども行っている。集団検診、個別検診どちらも一定期間経過後、要精検者へ検査を受けたかどうか案内を送付し返信いただくことにより、未受検者を把握、受診勧奨を行っている。また、大阪市ホームページにおいても、周知を行っている。
- ・精検受診率が特に低い大腸がん検診のみ送付している。

(1) ③大阪市禁煙勧奨の取り組みについて

団体要望概要

- ・ICT を用いた禁煙支援事業について、対象者にどのように広報しているか。
- ・現在の参加人数を教えてほしい。
- ・対象者要件のうち、20歳未満の方と同居はどのように把握しているのか。

本市説明概要

- ・本市ホームページや事業者による特設ホームページの他、広報紙（昨年10月号）や本市イベント等でも周知している。また、妊婦の方が対象者となっているため、母子手帳交付時の面談で周知している。
- ・今年度は1200名の募集で、現在の参加人数については集計中である。
- ・対象者要件は、アプリからの本人の申出内容により把握している。

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

団体要望概要

- ・障がい者や高齢者といった受診にあたって支援が必要な方や、その支援を行う関係機関では、マイナンバーカードを用いての受診にあたって、重要な個人情報扱うことへの不安等、様々な懸念が生じている。マイナンバーカードと保険証の一体化を希望しない方への資格確認書の交付は、現場からの声が届いたことで申請を伴わずに交付できるよう変更されたと認識している。保険診療は非常に重要なので、今後も必要な対策をぜひ進めていただきたい。
- ・窓口での一部負担割合や負担上限、保険適用と適用外の混合診療のケース等がどうなるのか、受診したご本人に必要な医療費が分かるよう、安心して医療を受けられる制度にしていきたい。

本市説明概要

- ・改正マイナンバー法の成立以降、実際に保険証が廃止される日を定める政令が未だ出されていない等、情報がない中ではあるが、資格確認書を発行するためのシステム改

修等の準備を進めているところである。ご指摘のとおり、高齢者や障がい者の他、施設に入所されて支援を受けておられる方や成年後見人等、様々なところでマイナンバーカードを保険証として用いることに不安があることは本市としても認識している。

・今のところ、国から示されているのは保険証、短期証の廃止のみであり、高齢受給者証や限度額適用認定証の廃止は示されていないことから、これらについては、マイナンバーカードと保険証が一体化された後も、引き続き交付できると考えている。今後とも引き続き国の検討状況や動向を注視しながら、本市としても、なるべく混乱が生じることなく、皆様が必要な医療を円滑に受けられるよう努めてまいる。

(3) 介護人材の確保について

団体要望概要

- ・ヘルパー等の介護人材不足は深刻な状況であり、利用したい訪問介護などのサービスを受けられないことも出ている。介護職は他業種よりも賃金が低く、求人募集に集まらない。介護・福祉職の処遇を改善するよう大阪市独自の対策を講じていただきたい。
- ・居宅サービスも施設サービスも人手不足で利用者を受け入れられない状況であり、自宅で家族の介護をするために仕事を辞めた人もいる。また、介護職の人材不足は、現場で働く介護者の離職も進めている。皆が働き続けられるような対策を大阪市として進めてほしい。

本市説明概要

- ・介護職員の処遇改善については、令和4年10月の報酬改定で1人あたり月額平均9,000円の賃金引き上げに相当する額が新たな処遇改善加算として追加された。また、先日令和5年度の国の補正予算で介護職員の月額平均6,000円の賃金引き上げに相当する補助金が支給されることとなった。介護・福祉職員の人材確保は重要な課題であり、更なる処遇改善を行うよう、本市だけでなく政令市や市町村が一緒になり国へ要望を続けてまいる。
- ・介護離職者を出さないよう離職者防止対策は必要だ。介護の負担が重くなっている介護者に通所介護やショートステイ等のレスパイト利用を勧めるなど、介護者の負担軽減を考慮するようケアマネジャー等への周知に努めてまいる。また、要介護（要支援）者が必要とする介護サービスを受けられるよう、必要な介護人材を確保するため、更なる処遇改善を行うよう国へ要望を続けてまいる。

(4) 誰もが平等に情報にアクセスできる手段の確保について

団体要望概要

- ・「くらしの便利帳」は点字版や音声版を作成しているとのことだが、対象者をどのように把握し、配っているのか。
- ・今後はデジタル媒体での発信を増やしていくのか。
- ・高齢者や障がい者が取り残されないよう、自分で情報の入手手段を選択できるような工夫をしていただきたい。
- ・ヘルパーはLINEをよく理解しているので、ヘルパーを通じて情報を得ることが多

い。例えば、料理の作り方など無料で自己啓発でき、ヘルパーが知識を吸収できるような工夫があると嬉しい。

- ・大阪市ホームページはウェブアクセシビリティに配慮した運用を行っているとのことだが、具体的にはどういったことか。

本市説明概要

- ・「くらしの便利帳」の点字版や音声版は、本人からのお申し出に基づき、各区役所で配付している。

- ・大阪市は「DX 戦略」に基づき取組を進めている。広報紙のような紙媒体は今後も必要であるので、紙媒体とデジタル媒体のいいところを活用しながら情報を伝えていきたい。加えて、今後は連絡ツールとして広く利用されている LINE を活用したプッシュ型で情報を伝えていく。

- ・視覚障がい者への配慮としては、情報を見やすくするために色のコントラストに気を付けることや、情報を読み上げで伝えるなど、職員向けに研修も行いながら、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成するよう指導している。

(5) 終活としてまとめた情報を登録する制度の実施について

団体要望概要

- ・在宅医療・介護連携推進事業について具体的に教えていただきたい。
- ・単身者はエンディングノートを書いても託す相手がいないので、それをカバーできる終活支援のような施策を検討いただきたい。対応する部署がないとのことなので、今後の機会に意見や要望を汲み取っていただきたい。
- ・横断的に対応する組織は難しいかもしれないが、あれば良いと考える。一歩先も考えた医療福祉、医療介護、そこで止まるのではなくその次にどうなっていくのかというところまで踏み込んだ施策を検討いただきたい。
- ・地域包括支援センターは、総合的な相談窓口として様々な相談に対応してもらえるということを、被害者の方にお伝えしていく。大阪市からも様々な相談に対応するということを周知願う。
- ・地域包括支援センターで管轄地域の細かなことも把握しながら進めていただき、引き続き様々な相談への対応をお願いします。
- ・単身者のエンディングノートの託し先について

本市説明概要

- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように医療と介護が一体的に提供できるような体制を目指すものであり、ご本人様の個別支援ではなく、医療の関係者や介護の関係者間の連携を多職種研修等で促進する事業である。また、市民が在宅療養となったときに必要なサービスを選択できるよう普及啓発も行っている。

- ・健康局は医療に関わる部署であり、葬儀や納骨等は事業の枠組みを超えるため、担当ではない。所謂終活については、相談を受けてもお答えできず地域包括支援センターをご案内させていただくことになる。健康局としては今まで通り、医療と介護の連携を進

めてまいりたい。

・エンディングノートの託し先については、健康局の説明どおり市としての窓口は現在ない。回答文書にも記載させていただいているが、高齢者の総合的な相談先として包括支援センターがあり、必要なサービスにつなげていくので、改めて紹介させていただく。